

被害者支援活動の一層の充実を願って

公益社団法人やまがた被害者支援センター 副理事長 清野 功

民間による被害者支援を始められて30年という節目の年、「犯罪被害者等が全国どこにいても、いつでも、求める支援が受けられる活動」の実現を目指して着実に前進している全国被害者支援ネットワークの一員として体験したこと的一端を思い起こし、今後の被害者支援活動に活かしていきたいと思います。

I. 被災者支援

2011年3月11日、宮城県沖を震源とする最大震度7を記録する巨大地震が発生して東日本の太平洋沿岸部各地は大津波で破壊され、22,000人余の死者・行方不明者、さらに福島第一原子力発電所のメルトダウン発生など大きな衝撃を受け、今なお復興道半ばという大惨事となりました。この東日本大震災で、岩手、宮城、福島、茨城、千葉等太平洋岸の被害者支援センターが被災しましたが、各センターは様々な困難を克服しながら被害者支援活動を継続しました。

この年の10月に開催したネットワークの全国研修会・全体会では「東日本大震災におけるネットワーク加盟団体の活動」と題してパネルディスカッションが行われました。パネリストとして出席した岩手、宮城、福島各センターからの震災発生後の活動状況報告では、共通して真っ先にセンターで活動している支援員の安否確認を行ったこと、共通する課題は様々な困難な状況下でどのようにしてセンターの体制を保持していくか、センターとして被災者のために何かできることがあるかを模索したということでした。センターの相談電話には家族等の安否確認で輻輳した状況も伺えました。また、みやぎセンターから県警察の要請を受けて行った遺体安置所における被災者支援活動について、500体余のご遺体を安置している県の施設において家族を探し求める来館者をサポートする活動に従事したとの説明があり、3月とはいえ暖房を使えない寒い施設での重く厳しい活動を成し遂げられた様相を感じ取りました。

研修参加者からの発言の一つに、広域的あるいは大規模な事件が発生した場合の支援について考えるべきではないか、という提案がありました。ネットワークはその提案をきっかけにプロジェクトチームを編成して検討を行い、2016年に広域的、あるいは大規模な事案が発生した場合の支援活動のあり方についての運営規程を制定しました。

山上皓理理事長からいただいた「私たちは基本的には犯罪被害者の支援活動が中心だが、支援の経験や知識は災害の時も活かせる、大災害の時にそれを活かすのは当然の役割。地域に支えられていることを還元する、そして、センターの活動の広報の機会でもある。」とのコメントが今なお心に残っています。

II. 預保納付金の活用

2010年12月、全国ネットワークは、政府・プロジェクトチームが行った「振り込め詐欺救済

法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチームのヒアリング」に出席し、ネットワーク及び加盟団体の活動と財政事情を説明して、預保納付金による助成を要請しました。その結果、2011年8月、政府プロジェクトチームは、「行政主導による公的な支援ばかりでなく、事件についての相談相手、関係行政機関や刑事・民事・司法関係者等との対応の手助け・付き添い、病院への付き添い等多岐に亘っている。そのため、被害者の視点に立った支援を実現するためには、国のみならず、被害者支援のノウハウが蓄積されている民間の犯罪被害者等支援団体による迅速かつ柔軟で継続的な支援が必要。犯罪被害者等支援団体は財政基盤の脆弱な団体が多く、必ずしも十分な支援活動が行われていない面があり、早期の経済的支援が望まれている。犯罪被害者等支援団体に対して預保納付金を支出することによって、その支援活動の充実・強化を図ることが有益である。」とネットワークの要請を理解する考え方を示されました。2012年4月から預保納付金による支援事業の「担い手」に選定された日本財団によって諸準備が進められ、2013年度から助成事業がスタートし、現在に至っています。預保納付金は振り込み詐欺の被害者に返せない資金であり、減少していくはずの資金であること、この事業は自立のための基盤づくり、犯罪被害者を支える人づくり、支援活動の充実に当てられるべきであることを再認識して有効に活用するとともに、更なる財政基盤の確立に努めていかなければならないと思っています。

Ⅲ. 交通事件を処罰する新法の成立

2013年11月、交通事件を処罰する新しい法律として「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が国会で可決・成立し、施行されました。従来、交通死傷事犯は刑法に定める「危険運転致死傷罪」または「自動車運転過失致死傷罪」が適用されていましたが、全国各地で発生している悪質な交通事件の多くが「危険運転致死傷罪」ではなく、刑の軽い「自動車運転過失致死傷罪」が適用されていることから、厳罰化のための検討を行って法改正に至ったもので、2012年10月から法務大臣の諮問機関である法制審議会の刑事法部会（委員・幹事として大学教授や法曹界、関係官庁の方等26名）で審議、2013年3月に法改正案を答申、従来交通事件に適用されていた刑法規程から分離して6か条から成る新法の制定となったものです。この法制審議会刑事法部会に被害者支援団体という立場の委員として参画する機会をいただきました。第1回の部会で、「検討を行うに当たって、直接被害者等の意見をお聞きすべきである。」の発議があり、全国12の被害者団体から2日間にわたって要望・意見を聴取、その後の部会の随所で交通事件被害者等の要望・意見等を念頭に置いた検討が行われたことが強く印象に残っています。部会では、他の犯罪の処罰との整合性や諸外国の法体系等多岐にわたる説明と意見の陳述が展開され、2013年2月、部会としての案を法制審議会に答申し、新法の成立となりました。

2019年の交通事故による死傷者が46万2,000人、悲惨な交通事故防止のためにこの法律が厳正に適用されることを願っています。